

○緑の少年団活動支援事業（１）～（４）の場合のフロー図

- ① 申請者は、事業実施前までに交付申請書を作成し，県連盟に提出する。
- ② 県連盟は、「交付決定通知書」を申請者に送付する。
- ③ 申請者は、事業実施後速やかに実施報告書に写真，領収書等を添付し，県連盟に提出する。
- ④ 県連盟は、「交付確定通知書」を申請者に送付する。
- ⑤ 交付確定を受けた申請者は、速やかに請求書を県連盟に送付する。
- ⑥ 県連盟は、請求書を受理後、速やかに申請者へ助成金を交付する。

（別表２）

